

# し えい じゅう たく 市営住宅だより だん ち せい かつ かい てき す ～団地生活を快適に過ごすために～



新

北九州市営住宅の連帯保証人制度が変更になりました。

次の条件に当てはまる連帯保証人の方は、連帯保証人から緊急連絡先に変更することが出来ます。

## 【変更できる方】

- ・退職等により資力が低下した場合  
例) 収入がなくなり、年金収入だけになった場合
- ・加齢、疾病、後見・保佐等の開始により判断力が低下した場合  
例) 認知症などで物事の判断が難しくなった場合

※家賃の滞納がないこと、名義人、連帯保証人の連名で届出を提出することなどの条件があります。変更するための手続きについては市営住宅課 (093-531-3030) までお問い合わせください。

## 収入申告書の提出はお済みでしょうか？

収入申告書は毎年提出が必要です。提出がない場合、来年4月からの家賃が最高額となります。

まだ、申告していない方は至急ご提出をお願いします。

ご不明な点がありましたら、各区の市営住宅相談コーナーにご連絡ください。

また、条件を満たせば収入申告書の提出を免除する制度もありますので、住宅供給公社管理係へお問い合わせください。

## 家賃の減免について【随時受付】

収入が著しく低額な方のために、家賃減免制度があります。（原則として生活保護を受けている世帯は除きます）

※収入には、給与収入、賞与、各種年金、雇用保険、各種手当、仕送りなど世帯員全員の全ての収入が含まれます。

●申請は、各区役所の市営住宅相談コーナーで随時受付けます。

●必要なものは、収入を証明する書類、住民票（マイナンバー制度の利用を申請している方は不要）、障害者手帳などです。

① 家賃滞納のある方、入居後1年未満の世帯、名義変更（承継）など必要な手続きの済んでいない世帯は、家賃減免の対象となりません。

② 減免承認期間の終了する方が入院等により再申請手続きができない場合は期限を延長する制度がございます。

③ 令和8年3月までで減免承認期間が終了する方は、申請が集中するため、なるべく、令和8年2月16日（月）から同年3月13日（金）まで（土、日、祝日を除く）の間に申請してください。

なお、申請の受付終了は同年3月31日（火）までです。

令和8年4月分からの減免決定通知書は、4月下旬に送付予定です。

## 世帯員が入居・退居などの際は、届出が必要です

子どもの誕生・同居者の死亡・退居や入居など、入居者の人員に異動があった場合、届け出ている連絡先（緊急連絡先を含む）が変更になった場合は必ず『各区役所の市営住宅相談コーナー』で手続きを行ってください。市民課への届出（住民票など）とは異なります。

## 駐車場使用について

- 使用料は、月末までに納付しましょう。（3ヶ月以上の滞納は、使用許可取消しとなります）
- 使用許可書裏面に記載の使用許可条件を守りましょう。（違反があった場合、使用許可取消しとなります）
- 空き区画が多い団地では、2台目以上の使用許可や団地自治会へ来客用として貸出すなどしています。ご相談ください。  
また、身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方が使用する場合、区画移動の優遇措置があります。
- 駐車場区画内の清掃・草刈りなどは使用者が行ってください。
- 介護用申込みの条件等不明な点は、住宅供給公社駐車場係まで連絡してください。

## 団地生活のルールとマナーについて（このような苦情が多く寄せられています）

- 犬・猫などの動物の飼育・預かり・餌付けは厳禁です。
- 騒音の発生に注意してください。足音は自分が感じるよりも他の部屋に響きます。
- 団地内のゴミは団地住民で処理しましょう。
- 不法駐車は絶対にやめてください。（市有地の無断使用や車庫法違反になります、また緊急車両などの通行の妨げにもなります）
- 共益費の支払いは入居者の義務です。必ず納入しましょう。
- 町内会・自治会などには積極的に加入しましょう。
- 団地内の清掃・草刈りなどは、住民の皆さんで協力して行ってください。
- 団地敷地内での野菜・果実等の栽培や物置等の構築は禁止です。現在行っている方は撤去してください。
- カビの除去は入居者負担です。換気をするなどして、予防しましょう。
- 洗濯や風呂での水の出しち放しなどによる水漏れに注意しましょう。損害が出た場合は、当事者間で解決していただきます。

市営住宅に暴力団員は居住できません

# 市営住宅だより

## お住まいについてのお知らせとお願ひ

### 防災意識の向上について

・北九州市防災ガイドブック等を活用し、あらかじめお住まいの地域の避難場所等について確認をお願いします。

### 家賃は納期限内に納付を

家賃は毎月その月の月末までに支払うことになっています。  
家賃を滞納すると減免や使用承継ができなくなったり、住宅を明渡していただくことになります。**必ず納期限までに納付してください。**

### 住宅の退去について

- お住まいの区の市営住宅相談センターで手続きをしてください。
- お部屋は借りた時の状態に戻してください。荷物や家具は全て片付けてください。
- 退去修繕料の負担額は概ね10万円～20万円です。

## 天井・壁やベランダ・外壁等の日常点検のお願い

コンクリートやモルタルの落下事故防止のため、浴室や居室等の天井・壁、ベランダの軒先・外壁等にふくれやひび、亀裂などの異常を発見したら、すぐに住宅供給公社保全課まで連絡してください。

住居内の修繕工事・消防点検等にご協力を願います。



KitaQ市民レポートQRコード

### ベランダ部分は、大切な避難路です

- 「避難ハッチ」やベランダ内の「間仕切り板」の近くに物を置くと、避難時の障害となりますので、物を置かないでください。
- 日頃から避難経路を確認しておくようにしましょう。

## 住宅用火災警報器の修理・交換について

- 住宅用火災警報器は、故障や電池切れで「ピー」などの警告音が鳴ります。  
その場合は、修理または交換をしますので、必ず住宅供給公社保全課までご連絡ください。  
また、定期的な清掃や動作確認に努めてください。
- 交換時期をむかえた製品を計画的に取り替えています。取り替え作業にご協力ください。



## 火の取扱いには十分に気を配り、火事を起こさないように注意しましょう

- 団地自治会で消防訓練（消火訓練、避難訓練、通報訓練）をご希望の場合は、住宅供給公社管理係までご相談ください。
- 火事をおこすと、本人だけでなく周りの方に大きな損害を与えてします。もしもの時のために、火災保険に加入することをおすすめします。

## エアコンを設置するためには、専用の配線が必要です

- 通常のコンセントを使用すると火事の原因になります。危ないので絶対にしないでください。

## 夜間・休日・年末年始の緊急修繕連絡先

(水漏れ・水が出ない・電気がつかないなどの緊急を要する場合に限ります)

なお、連絡するときは次のことを正確に、はっきりと伝えてください。

『団地名、棟番号、住宅番号、氏名、電話番号及び故障等の状態』

また、修繕の費用が入居者負担となる場合がありますので必ず「住まいのしおり」で確認してください。

『北九州市住宅供給公社緊急連絡センター』 ☎ 967-3232

## 市営住宅で困った時は？

問い合わせの内容	担当部署	電話番号
●市営住宅の入退去に関する事 (同居申請・使用承継・世帯員異動届・明渡届など)	じゅうたく きょうきゅう こう しゃ し えい じゅう たく か 住宅供給公社 市営住宅課 かんりがかり 管理係	531-3030
●収入申告・家賃更正などに関する事	じゅうたく きょうきゅう こう しゃ ほ ぜん か 住宅供給公社 保全課	531-3101
●駐車場に関する事 (申し込み・駐車場使用料など)	じゅうたく きょうきゅう こう しゃ し えい じゅう たく か 住宅供給公社 市営住宅課 ちゅうしゃじょうがかり 駐車場係	531-3084
●迷惑行為に関する事 (動物の飼育・預り・餌付に関する事など)	じゅうたく きょうきゅう こう しゃ し えい じゅう たく か 住宅供給公社 市営住宅課 じゅうみん がかり 住民サービス係	531-3164
●家賃の納付に関する事 (納付・減免など)	じゅうたく きょうきゅう こう しゃ し えい じゅう たく か 住宅供給公社 市営住宅課 のうふ しどう がかり 納付指導係	531-3156
●65歳以上の人暮らし入居者宅への巡回に関する事	じゅうたく きょうきゅう こう しゃ し えい じゅう たく か 住宅供給公社 市営住宅課 じゅんかい がかり ふれあい巡回係	531-3174

### ●各種申請受付・相談 (各区役所市営住宅相談コーナー/内線671・672)

門司 ☎ 331-1881 / 小倉北 ☎ 582-3488 (直通) / 小倉南 ☎ 951-4111

若松 ☎ 761-5321 / 八幡東 ☎ 671-0801 / 八幡西 ☎ 642-1441 / 戸畠 ☎ 871-1501